資料５－４

旧第３章・第４章関係分　新旧対照表

旧　　取り消し線は削除箇所を示す。		新（案）　　下線は変更箇所を示す。
第３章　化学災害時における消防活動	第４章　生物災害時における消防活動	第３章　化学災害又は生物災害時における消防活動
~~第１節　レベル別活動隊の活動範囲~~ ~~化学剤の種類及び濃度が推定できた場合、レベルＢ活動隊はホットゾーンでも活動が可能となり、レベルＣ活動隊はウォームゾーンでの活動が可能となる。各ゾーンにおいて活動する防護措置及び活動内容は、表３－１のとおりとする。ただし、化学剤の種類によっては、レベルＢ活動隊がホットゾーンで活動できない可能性があるため、専門家の指示に従う。~~	~~第１節　活動隊の活動範囲~~ ~~生物剤の種類が推定できた場合、レベルＣ活動隊はホットゾーン及びウォームゾーンでの活動が可能となる。各ゾーンにおいて活動する防護措置及び活動内容は、表４－１のとおりとする。~~	**第１節　消防部隊の活動範囲と消防活動の内容** 化学災害又は生物災害が発生した場合に消防部隊は、区域の設定を行い、その災害に適合した防護措置を講じたうえで、消防活動を実施しなければならないが、原因物質が推定できるまでの間は、最高レベルとなるレベルＡ防護措置での活動を実施する。 なお、簡易検知の結果や関係者（通報者）等からの以下の信頼できる情報により原因物質の推定ができた場合は、それぞれの災害に適合した防護措置を講じた活動隊による消防活動が可能となる（表３－１、図３－１から図３－２）。 ・　災害現場において消防、警察機関が行った簡易検知の結果 ・　化学災害時における公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）から得られた回答 ・　生物災害時における地方衛生研究所から得られた回答 ・　陸上輸送中に事故を起こした車両に積載されているイエローカード（一般社団法人日本化学工業協会が推進する、化学物質や高圧ガス輸送時の事故に備えた関係者が取るべき処置を書いた緊急連絡カード） ・　事故が発生した施設の責任者からの図面や書類等を用いた情報提供

~~表３－１　レベル別活動隊の活動範囲~~

活動区域	レベル別活動隊（防護措置）	活動内容
ホットゾーン	レベルＡ活動隊（レベルＡ防護措置を備えた隊をいう。） レベルＢ活動隊（レベルＢ防護措置を備えた隊をいう。）	・ホットゾーンの設定 ・簡易検知活動 ・危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去） ・救助活動
ウォームゾーン	レベルＢ活動隊（レベルＢ防護措置を備えた隊をいう。） レベルＣ活動隊（レベルＣ防護措置を備えた隊をいう。）	・ウォームゾーンの設定 ・曝露者集合場所の決定 ・歩行可能な傷病者の誘導 ・１次トリアージ ・曝露者及び隊員等の除染活動
コールドゾーン	レベルＤ活動隊（防護措置を施さない隊をいう）	・現場指揮本部の設置 ・コールドゾーン及び消防警戒区域の設定 ・情報収集 ・広報 ~~活動~~ ・避難誘導 ・２次トリアージポスト及び救護所の設置 ・２次トリアージ ・救急搬送

※　~~物質の推定とは、現場で消防、警察機関による簡易検知の結果、又は公益財団法人日本中毒情報センター（以下「日本中毒情報センター」という。）の回答により得られた物質の情報を推定とする。また、物質の特定とは警察機関により、特定の施設にて検出された結果の物質をいう。~~

~~注意：原因物質の濃度や種類が推定され、その物質に対して防毒マスクで対応できることが確認された場合においても、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を管理すること。~~

~~表４－１　レベル別活動隊の活動範囲~~

活動区域	レベル活動隊（防護措置）	活動内容
ホットゾーン ウォームゾーン	レベルＣ活動隊（レベルＣ防護措置を備えた隊をいう。）	・ホットゾーン及びウォームゾーンの設定 ・簡易検知活動 ・危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去） ・救助活動 ・集合管理 ・曝露者集合場所の決定 ・~~誘導活動~~ ・１次トリアージ ・曝露者及び隊員等の除染活動
コールドゾーン	レベルＤ活動隊（防護措置を施さない隊をいう）	・現場指揮本部の設置 ・コールドゾーン及び消防警戒区域の設定 ・情報収集 ・広報 ~~活動~~ ・避難誘導 ・２次トリアージポスト及び救護所の設置 ・２次トリアージ ・救急搬送

※　~~物質の推定とは現場で消防、警察機関による簡易検知の結果から得られた物質の情報を推定とする。また、物質の特定とは警察機関により、特定の施設にて検出された結果の物質をいう。~~

表３-１　レベル別活動隊の活動範囲と主な活動

活動区域	レベル別活動隊			活動内容
	原因物質推定前（発生が疑われる場合を含む。）	原因物質推定後		
		化学災害	生物災害	
ホットゾーン	レベルＡ活動隊	レベルＡ活動隊	レベルＣ活動隊	・簡易検知活動 ・ホットゾーンの設定 ・危険排除 ・救助活動
ウォームゾーン	レベルＢ活動隊	レベルＢ活動隊		・ウォームゾーンの設定 ・歩行可能な曝露者の誘導 ・集合管理（生物災害時に限る。） ・１次トリアージ ・除染活動
コールドゾーン	レベルＣ活動隊 レベルＤ活動隊	レベルＣ活動隊 レベルＤ活動隊	レベルＤ活動隊	・情報収集 ・進入統制ラインの設定 ・消防警戒区域及びコールドゾーンの設定 ・広報・避難誘導 ・２次トリアージ ・救急活動

~~第２節　レベル別活動隊の主な活動~~ ~~第１項　レベルＡ活動隊~~ ~~化学剤が直接接触する危険性がある区域の中で曝露者（歩行不能者）の救出や各種の検知・測定資機材を活用して原因物質の簡易検知活動を実施し、必要に応じ危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去）を実施する隊をいう。~~ ~~第２項　レベルＢ活動隊~~ ~~ホットゾーン内では、レベルＡ活動隊と同様の活動を実施する。ウォームゾーン内では、ウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、歩行可能な傷病者の誘導、１次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。~~ ~~第３項　レベルＣ活動隊~~ ~~防毒マスクに装着する吸収缶の使用条件に適合した物質であれば、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を考慮し、ウォームゾーン内でウォームゾーンの設定、歩行可能な傷病者の誘導、１次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。~~ ~~第４項　レベルＤ活動隊~~ ~~コールドゾーン内で現場指揮本部の設置、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、２次トリアージポスト及び救護所の設置、２次トリアージ、救急搬送を実施する。~~	~~第２節　レベル別活動隊の主な活動~~ ~~第１項　レベルＡ活動隊~~ ~~ホットゾーン、ウォームゾーンにて活動可能だが、活動時間の制限が厳しいため、生物剤と推定された災害には不向きである。~~ ~~第２項　レベルＢ活動隊~~ ~~ホットゾーン、ウォームゾーンにて活動可能だが、活動時間の制限が厳しいため、生物剤と推定された災害には不向きである。~~ ~~第３項　レベルＣ活動隊~~ ~~防毒マスクに装着する吸収缶の使用条件に適合した物質であれば、防毒マスクの吸収缶の活動可能時間を考慮し、ホットゾーン内及びウォームゾーン内で、ホットゾーン及びウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、簡易検知活動、必要に応じて危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去）、救出活動、歩行可能な傷病者の誘導、１次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。~~ ~~第４項　レベルＤ活動隊~~ ~~コールドゾーン内で、現場指揮本部の設置、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、２次トリアージポスト及び救護所の設置、２次トリアージ、救急搬送を実施する。~~	（削除）

図３－１　レベル別活動隊のフローチャート

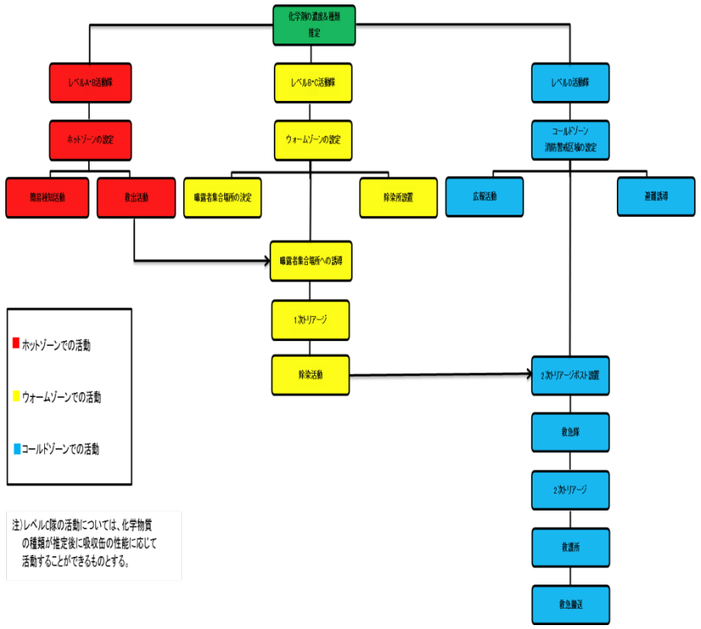

図３－２　レベル別活動隊の活動範囲イメージ図

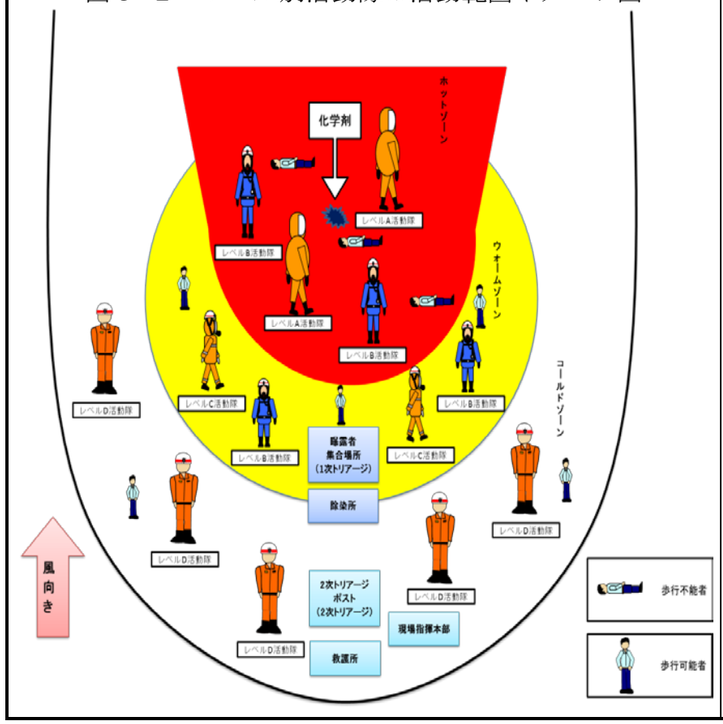

図４－１　レベル別活動隊のフローチャート

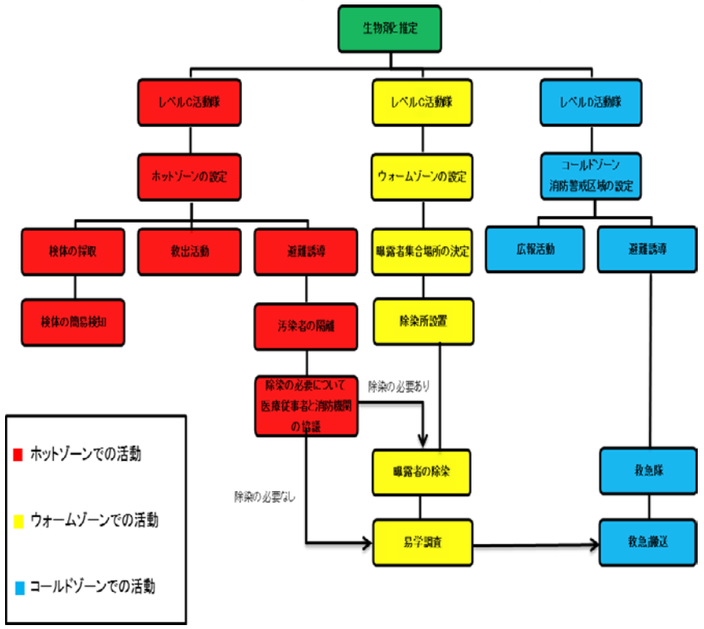

図４－２　レベル別活動隊の活動範囲イメージ図

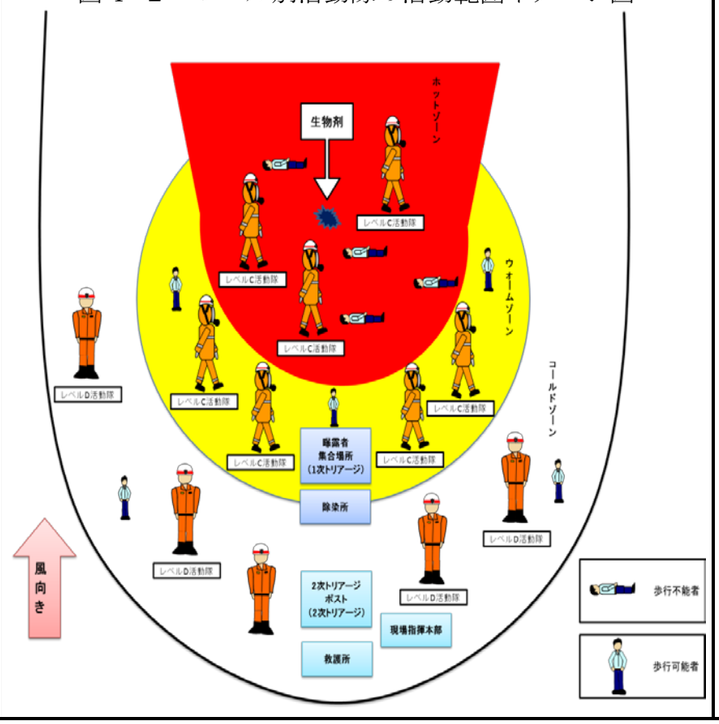

図３－１　化学災害又は生物災害時（原因物質が推定できるまでの間）のレベル別活動隊の活動範囲のイメージ図（屋外）

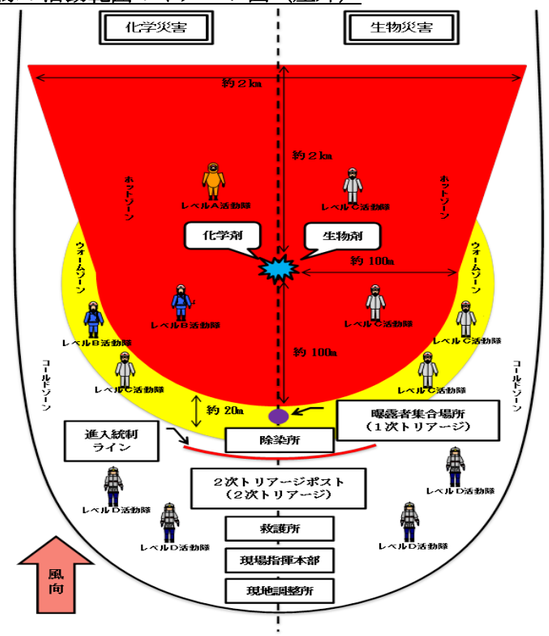

図３－２　化学災害又は生物災害時（原因物質が推定できた後）のレベル別活動隊の活動範囲のイメージ図（屋外）

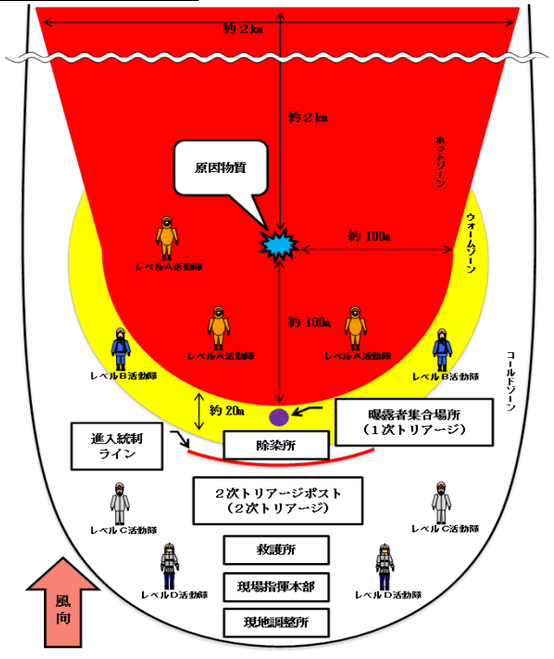

第３節　ホットゾーンでの活動

ホットゾーンの設定、簡易検知活動、必要に応じ危険排除（化学剤の収去、化学剤の収納容器の収去）、要救助者（有症状者）の救助が主な活動になる。

~~第１項　ホットゾーンの設定~~

~~①　屋外での初期設定要領~~

~~①　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が 検知される までの間のゾーン設定は、図３－３を 目安とする。~~

~~②　市街地については、住所区分（例：○丁目区域から○丁目区域まで）で区域を設定すると分かりやすく、周知しやすい。~~

第３節　ホットゾーンでの活動

ホットゾーンの設定、簡易検知活動、危険排除（生物剤の収去、生物剤の収納容器の収去）、要救助者（有症状者）の救助、~~集合管理~~が主な活動になる。

~~第１項　ホットゾーンの設定~~

~~⑴　屋外での初期設定要領~~

~~①　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が 検知される までの間のゾーン設定は、図４－３を 目安とする。~~

~~②　市街地については、住所区分（例：○丁目区域から○丁目区域まで）毎で区域を設定すると分かりやすく周知しやすい。~~

第２節　消防活動の実施要領

第１　出動から現場到着まで

（旧第２章関係分に掲載のため略）

第２　現場管理・区域設定

１　消防警戒区域の設定

（旧第２章関係分に掲載のため略）

２　進入統制ラインの設定

（旧第２章関係分に掲載のため略）

３　簡易検知活動

（旧第２章関係分に掲載のため略）

４　区域設定（ゾーニング）

⑴　目的

化学災害及び生物災害時における区域設定（ゾーニング）は、危険度に応じた区域（ゾーン）を明確にし、各ゾーンにおける活動内容や出入りを統制することにより、活動隊員の安全を確保すること、汚染の拡大・二次的被害を防止すること、要救助者の導線を整理し効率的な消防・救助活動を展開することを目的とする。

⑵　実施要領

①　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が推定できる までの間のゾーン設定は、表３－１に示すそれぞれの範囲（設定イメージについては図３－３及び図３－４参照）を目安に設定する。

この範囲は、漏洩等した化学剤又は生物剤の種類、漏洩等の形態、漏洩等の量及び気象状況などによって変化することに留意する必要がある。

②　ゾーンの外周をロープ、標識等により明確にし、範囲を明示する。

表３－１　各ゾーンの設定範囲

区分	設定範囲	
	屋外	屋内
ホットゾーン	原因物質が存在する場所から 風上及び風横…約 100m 風下…台形状に距離約２km、 最遠部の幅約２km	災害発生建物全体とその周囲約 100m
ウォームゾーン	ホットゾーンの端部から約20m （風上及び風横）	ホットゾーンの端部から約 20m （曝露者等の通行が予測される範囲）
コールドゾーン	上記以外の消防警戒区域内の部分	

~~図３－３　屋外での区域の設定（ゾーニング）例~~

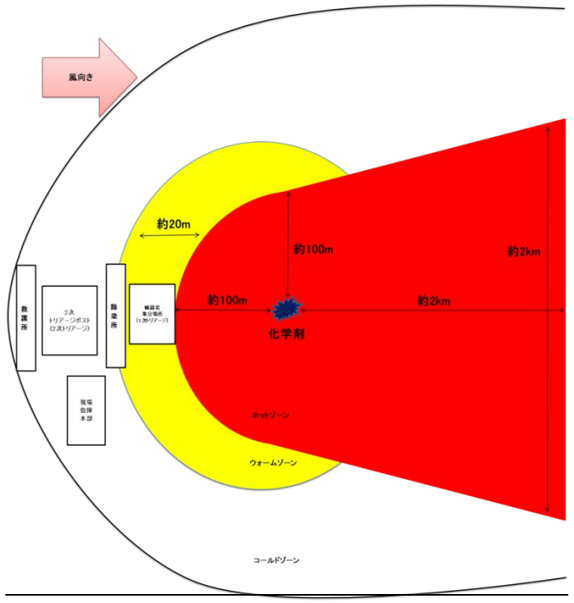

~~（必携 NBC テロ対処ハンドブック（CBRN テロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

~~図４－３　屋外での区域の設定（ゾーニング）例~~

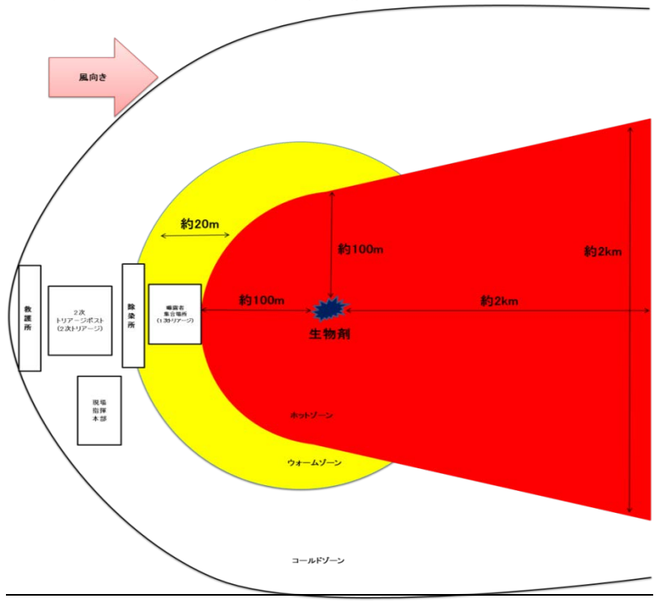

~~（必携 NBC テロ対処ハンドブック（CBRN テロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

図３－３　屋外における区域設定（ゾーニング）のイメージ図

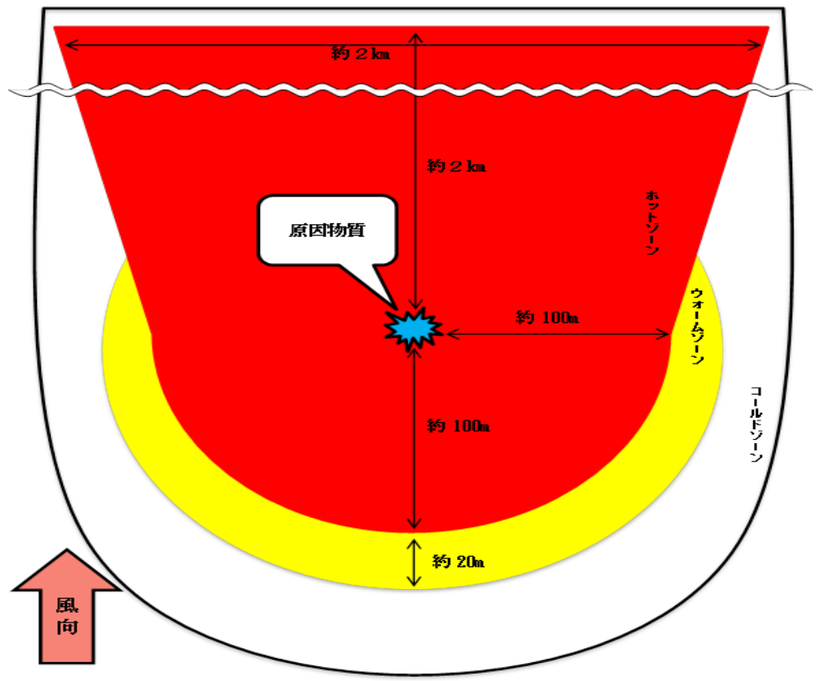

図３－４　屋内における区域設定（ゾーニング）のイメージ図

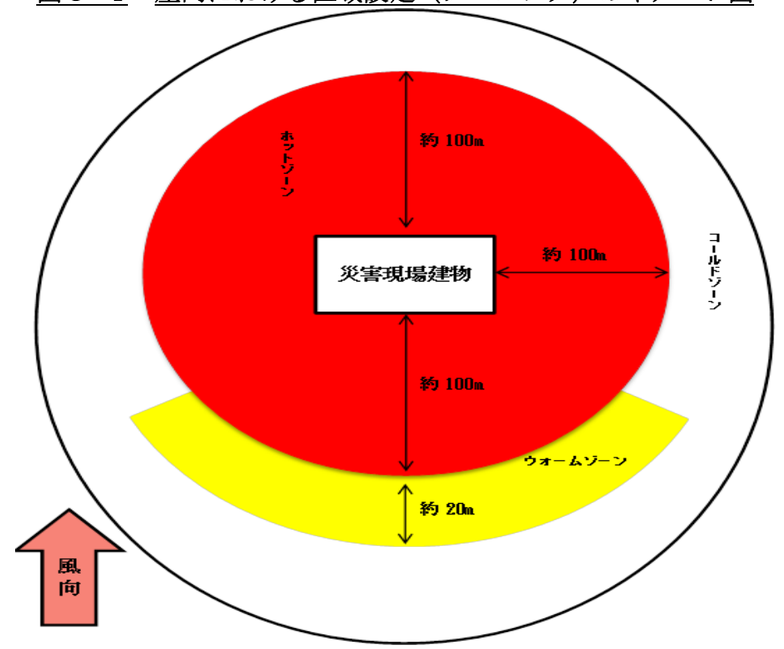

~~⑵　建物等の密閉されている区域（ビル内、地下鉄駅構内、多数人が出入りする施設内等（以下「建物等内」という。））の初期設定要領~~

~~①　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図３－４を目安とする。~~

②　地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口、通気口、換気口、排気口等ごとに ~~上記①で~~ 設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。

③　施設内に人がいないことが確認できた場合には、化学剤を施設内に封じ込めるような処置（開口部の閉鎖、空調の停止等）を行う。

④　噴霧器等で建物の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、建物外の風下側にもホットゾーンを設定する。

~~図３－４　建物等の密閉されている区域の設定（ゾーニング）例~~

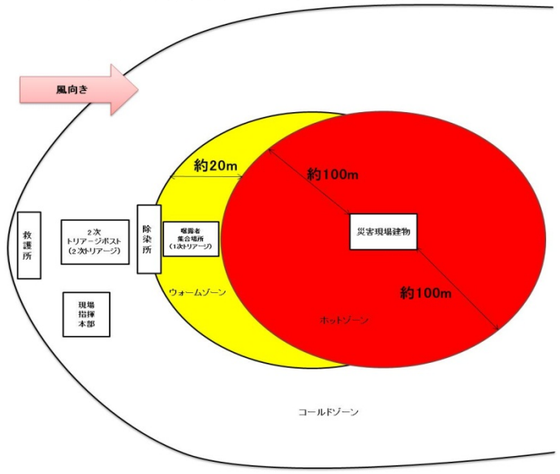

~~（必携 NBC テロ対処ハンドブック（CBRN テロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

~~⑵　建物等の密閉されている区域（ビル内、地下鉄駅構内、多数人が出入りする施設内等（以下「建物等内」という。））の初期設定要領~~

~~①　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間のゾーン設定は、図４－４を目安とする。~~

②　地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口及び通気口、換気口、排気口等ごとに ~~上記①で~~ 設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。

③　施設内に人がいないことを確認した場合には、生物剤を施設内に閉じ込めるような処置（開口部の閉鎖、空調の停止等）を行う。

④　噴霧器等で建物の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、建物外の風下側にもホットゾーンを設定する。

~~図４－４　建物等の密閉されている区域の設定（ゾーニング）例~~

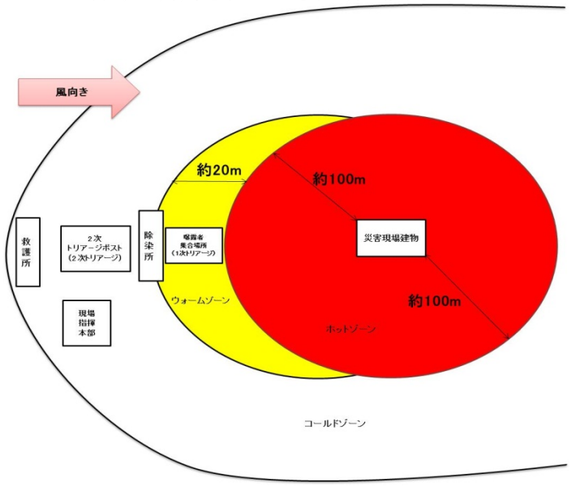

~~（必携 NBC テロ対処ハンドブック（CBRN テロ対処研究会）より抜粋のうえ加筆）~~

⑶　留意事項

①　各ゾーン共通

吹流し、発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。

②　ホットゾーン

ア　地下鉄・地下街が災害現場の場合、地上への出入口及び通気口が多数存在するので、地図等を活用して拡散する可能性がある出入口、通気口、換気口、排気口等ごとに 前記⑵で 設定したホットゾーンとは別にホットゾーンの設定を行う。

イ　施設内に人がいないことを確認した場合には、化学剤又は生物剤を施設内に閉じ込めるような処置（開口部の閉鎖、空調の停止等）を行う。

ウ　噴霧器等で建物等の空調設備を利用したテロ行為が発見された場合には、建物外にも拡散されている可能性が考えられるので、屋外の風下側にもホットゾーンを設定する。

~~第２項　ホットゾーンの設定変更~~ ~~初動時に設定したホットゾーンに対して、次の⑴から⑹の項目に該当するか否かの判定を行い、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。~~ ⑴　化学剤又は化学剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ⑵　建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤が拡散したと思われる場所 ⑶　人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 ⑷　簡易検知器により反応がでる付近一帯 ⑸　小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 ⑹　曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	~~第２項　ホットゾーンの設定変更~~ ~~初動時に設定したホットゾーンに対して、次の⑴から⑹の項目に該当するか否かの判定を行い、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。~~ ⑴　生物剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 ⑵　建物の区画、構造及び空調などの設備上、生物剤が拡散したと思われる場所 ⑶　人が倒れている、人がうずくまって ~~いる人がいる~~ 付近一帯 ⑷　簡易検知器により反応がでる付近一帯 ⑸　小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 ⑹　曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯	エ　初動時に設定したホットゾーンを、推移する災害状況や推定できた物質の特性に適したものとするため、次のとおり適宜設定範囲の変更を実施する。変更については、明らかになった災害実態や災害の収束に応じた設定範囲の縮小を行うことが基本となるが、場合によっては物質の特性に適した拡大を行う必要性について検討することもあり得る。また、物質の特性に適した範囲は、漏洩などした物質の量、濃度、漏洩等の形態により変化するので留意する必要がある。 (ｱ)　災害状況の推移 次の項目に該当するか否かの判定を行うことにより、該当する場所を含めた範囲に変更する。 a　化学剤又は生物剤の収納容器等の残留物が目視で確認（液体等）できる場所及び液体等による曝露危険がある付近一帯 b　建物の区画、構造及び空調などの設備上、化学剤又は生物剤が拡散したと思われる場所 c　人が倒れている、人がうずくまっている付近一帯 d　簡易検知器により反応がでる付近一帯 e　小動物等の死骸や枯木草が確認できる付近一帯 f　曝露者のものと思われる吐しゃ物、血液等がある付近一帯 (ｲ)　ERG（Emergency Response Guidebook 2012）の活用（化学災害の場合のみ） ERGとは、米国運輸省等が発刊する、物質ごとの初期隔離距離及び防護措置距離等が掲載された緊急時対応に関する指針であり、活用することで、専門家が災害現場に来るまでの間、初期の手引きが得られることから、米国等のファーストレスポンダーには広く使われているものである。 現場到着後、簡易検知の結果又はそれ以外の信頼できる情報により物質の推定ができた場合には、設定範囲の変更に関し、消防隊員はERGに示される初期離隔距離及び防護措置距離の活用について考慮する。また、簡易検知の結果以外の信頼できる情報により物質の推定ができた場合には、簡易検知の結果を待つことなく、ERGの活用が可能となる。ERGでは物質の流出量を大小に区分し、それぞれ昼夜別に各距離が示されているため、活用にあたっては、これらの確認が必要となる（参考資料７を参照）。 ③　ウォームゾーン ア　発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定の必要がない。 イ　ホットゾーンの設定範囲の拡大又は縮小が実施された場合、初動時に設定したウォームゾーンに対して、ホットゾーンの設定変更に適応するよう、適宜設定範囲の拡大又は縮小を実施する。ただし、曝露者及び隊員等の除染活動の進捗状況等を踏まえ、実施するものとする。 ④　コールドゾーン ホットゾーン及びウォームゾーンの設定範囲の拡大又は縮小が実施された場合、初動時に設定したコールドゾーンに対して、ホットゾーン及びウォームゾーンの設定変更に適応するよう、適宜設定範囲の拡大、縮小を実施する。ただし、広報・避難誘導及び救急活動の実施状況等を踏まえ、実施する者とする。

⑷　区域設定例

①　山形県国民保護共同実動訓練（平成 24 年度）

【訓練想定】

ＪＲ山形駅に到着した電車内及びホームにおいて、化学剤（サリン）が散布され、多数の死傷者が発生する。その後、犯行グループは、駅に隣接するビルの爆破を予告する。

図３－５　現場におけるゾーニングの一例

（山形県国民保護共同実動訓練で使用したゾーニングを一部修正）

②　●●県国民保護共同実動訓練（平成 25 年度）

【訓練想定】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

図３－６　現場におけるゾーニングの一例

（平成 25 年度に実施した国民保護訓練で使用したゾーニング掲載予定）

~~第３項　簡易検知活動~~ ~~簡易検知活動は、警察と連携し、相互に情報の共有化を図り、その情報を的確かつ迅速に現場指揮本部へ報告する。~~ 第４項　危険排除 ~~原因物質となる化学剤が確認できた場合には、それ以上拡散させないように~~ビニール等で覆う（容器なら密閉容器にいれる。）など拡散防止を実施する。 その際、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処置を行う。	~~第３項　簡易検知活動~~ ~~生物剤の同定のための検体の採取は主に警察機関及び保健所の役割である。しかし、初動時の簡易検知のために、消防機関が空気、液体、粉等の検体の採取活動を実施する場合には、警察機関及び保健所と協議し行う。~~ 第４項　危険排除 ⑴　~~原因物質となる生物剤が確認できた場合には、それ以上拡散させないように~~ビニール等で覆う（容器なら密閉容器にいれる。）など拡散防止を実施する。その際、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処置を行う。 ⑵　生物剤が視認できる場合には、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して検体（粉等）を採取する。採取した検体（粉等）は必ず密閉して拡散しないように持ち出す。 ⑶　散布器等による生物剤のテロの場合には、生物剤捕集器等を活用し、できるだけ広範囲に採取を行う。 ⑷　警察、保健所等の協力要請により、建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置を取る場合は、警察、保健所の指示のもと、次の①～⑤を実施する。 ①　空調設備の停止 ②　エレベーターの停止 ③　建物外にある排気口の封鎖（ビニール等） ④　防火シャッター等の閉鎖 ⑤　図面の活用（防火対象物台帳による避難経路、隔離場所の検討など）	**第３　ホットゾーンでの活動** 活動する隊は、レベルＡ防護措置を講じた隊で、主に物質を推定するための再簡易検知活動及び救助活動を実施する。 **１　再簡易検知活動** 再簡易検知活動の実施要領、留意事項は、初動時に行う簡易検知活動（本節　第２　３参照）に準ずるが、ここで行う簡易検知活動は、継続して測定することにより危険物質による汚染の拡大・縮小状況を監視することを主眼とする。 **２　危険排除** ⑴　目的 危険排除は、原因となる物質をそれ以上漏洩、拡散等させないようにすることを目的とする。 ⑵　実施要領 実施可能な場合に、ビニール等（容器なら密閉容器に入れる。）で覆う。 ⑶　留意事項 ①　事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して処置を行う。 ②　生物剤が視認できた場合には、事後の警察の捜査に支障のないよう考慮して検体（粉等）を採取する。採取した検体（粉等）は必ず密閉して拡散しないように持ち出す。 ③　散布器等による生物剤のテロの場合には、生物剤捕集器等を活用し、できる限り広範囲に採取を行う。 ④　警察、保健所等の協力要請により、建物内から粉等による生物剤が拡散しないための措置を取る場合は、警察、保健所の指示のもと、次の事項を実施する。 ア　空調設備の停止 イ　エレベーターの停止 ウ　建物外にある排気口の封鎖（ビニール等） エ　防火シャッター等の閉鎖 オ　図面の活用（防火対象物台帳による避難経路、隔離場所の検討など）

第５項　救助活動 ⑴　担架搬送を行う場合は、１人以上で隊員の誘導（視界、動き等が制限されるため。）、簡易検知活動（必要に応じて実施する。）及び安全管理を行うとともに、２人以上で担架搬送を行い、合計３人以上で活動を行うことが望ましい。 ただし、安全が確保されている場合、１人で搬送できる担架を使用している場合などは、適切な人員で搬送するものとする。 ⑵　倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 ⑶　２人以上のレベルＡ防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。 ⑷　~~化学災害における曝露者の症状（ダメージ）は、曝露者が存在した場所（空間）の化学剤の「濃度」×「滞在時間」と比例する。~~多数の要救助者をホットゾーン内から救助する必要がある場合などは、自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検討し、曝露者を、曝露及び汚染危険の高い場所から危険の低い場所（発災建物外、風上など）へ一時的に移動（ショートピックアップ）することも考慮する。 ⑸　陽圧式化学防護服着装時の曝露者の呼吸状態の観察方法の一つとしてティッシュ等の軽い物を倒れている人の鼻に当て呼吸状態の確認をする方法がある。 ⑹　症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させ、救助することも考慮する。 第６項　ボンベ交換方法 ⑴　自給式空気呼吸器のボンベの交換は隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。 ⑵　使用資機材の除染に時間を要する場合又は除染が困難な場合は、使用資機材を、１次トリアージポスト付近の、活動の支障がなく破損の恐れがない場所に一次保管し、活動終了後除染を実施する。	第５項　救助活動 ⑴　レベルＣ防護措置（非気密型非陽圧式化学防護服及び使用条件に適合した防毒マスク）を確実に備える。 ⑵　１人以上は隊員の誘導と安全管理を行い、１人以上で担架搬送を行うため、２人以上で活動を行うこと。 ⑶　倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 ⑷　２人以上のレベルＣ防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。	**３　救助活動** ⑴　目的 救助活動は、住民の生命又は身体に危険が及んでおり、自らその危険を排除することができない者に対して、その者を安全な場所へ救出することを目的とする。 ⑵　実施要領 １人以上で隊員の誘導（視界、動き等が制限されるため。）、簡易検知活動（必要に応じて実施する。）及び安全管理を行うとともに、２人以上で担架搬送を行い、合計３人以上で活動を行うことが望ましい。 ⑶　留意事項 ①　安全が確保されている場合、１人で搬送できる担架を使用している場合などは、適当な人員で搬送する。 ②　自給式空気呼吸器を使用するため、ホットゾーン内で活動する隊員は活動時間を小隊長等に報告し、小隊長等はエリア内での活動時間の管理を行う。 なお、ホットゾーン内での活動時間は、除染に必要な時間（１～３分）を減じて管理するものとする（ウォームゾーンでの活動においても同様。）。 ③　自給式空気呼吸器のボンベの交換は、隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。ただし、使用資機材の除染に時間を要する場合又は除染が困難な場合は、使用資機材を１次トリアージポスト付近の活動に支障がなく破損の恐れがない場所に一 次保管し、活動終了後除染を実施する（ウォームゾーンでの活動においても同様。）。 ④　倒れている者又はうずくまっている者を発見したら、合図、無線等で現場指揮本部に報告する。 ⑤　２人以上のレベルＡ防護措置を講じた待機要員を確保して救出活動を行う。 ⑥　多数の要救助者をホットゾーン内から救助する必要がある場合などは、自隊の活動能力と必要な活動負荷を比較検討し、曝露者を、曝露及び汚染危険の高い場所から危険の低い場所（発災建物外、風上など）へ一時的に移動（ショートピックアップ）することも考慮する。 ⑦　陽圧式化学防護服着装時の曝露者の呼吸状態の観察方法の一つとしてティッシュ等の軽い物を倒れている人の鼻に当て呼吸状態を確認する方法がある。 ⑧　症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させ、救助することも考慮する。 **第４　ウォームゾーンでの活動** 活動する隊は、レベルＢ防護措置を講じた隊で、主に曝露者（疑いがある者を含む。）の１次トリアージ並びに曝露者及び隊員等の除染活動を実施する。 **１　歩行可能な曝露者の誘導** ⑴　目的 歩行可能な曝露者の誘導活動は、歩行可能な曝露者（疑いがある者を含む。）を汚染場所からできるだけ早く遠ざけることにより曝露時間を少なくし、曝露者の症状の悪化を防ぐことを目的とする。 ⑵　実施要領 ホットゾーンにおいて曝露した可能性のある歩行可能な者をウォームゾーンに設定した曝露者集合場所まで誘導する。

	~~第６項　集合管理~~ ~~疫学調査等のために、警察、衛生主管部局から曝露者の集合管理について協力要請があった場合は、警察、衛生主管部局の指示のもと、次記のとおり、曝露者の集合管理を行うものとする。~~ ~~なお、曝露の状態、生物剤の種類等状況によっては、生物剤のある場所から少しでも離れた場所へ、短時間で避難し、集合管理することが必要となる場合がある。~~ ⑴　レベルＣ防護措置を施した隊員が建物屋内に進入し、生物剤と判断できる物質を視認した場合、建物内にいる全ての者又は屋外において曝露した可能性のある者を生物剤の曝露者とみなして、医師等による疫学調査を行うまで建物屋内外等で集合管理するよう努める（症状を発しているものを除く。）。 ⑵　発生場所が建物内の場合の集合管理する場所は、発生建物内の講堂等の広めの部屋を用意する。人数的に部屋の確保が困難な場合は建物全体を集合管理場所として、その場に留まるよう各関係機関と連携して建物内にいる者に対して周知を行う。 ⑶　発生場所が屋外の場合は、ホットゾーン内の建物を⑵と同様に確保する。 ⑷　建物内にいる者に対して、口、鼻等をタオルやハンカチ等で覆うように指示する。 ⑸　隊員がマスクを着装していることから声が通りにくいので、曝露者に対し、説明等を行う場合は、説明文を渡すなどの方策を考慮する。 ⑹　建物内に放送設備等が設置してある場合には、その設備を十分に活用して集合管理場所までの誘導及び説明等を行う。	**２　集合管理（生物災害時に限る。）** ⑴　目的 集合管理は、曝露した可能性のある者を集合させ、保健所等が疫学調査を行うことを目的とする。 ⑵　実施要領 レベルＣ防護措置を講じた隊員が建物屋内に進入し、生物剤と判断できる物質を視認した場合、建物内にいる全ての者又は屋外において曝露した可能性のある者を生物剤の曝露者とみなして、医師等による疫学調査を行うまで建物屋内外等で集合管理するよう努める（症状を発しているものを除く。）。 発生場所が建物内の場合の集合管理する場所は、発生建物内の講堂等の広めの部屋を用意する。人数的に部屋の確保が困難な場合は建物全体を集合管理場所として、その場に留まるよう関係機関と連携して建物内にいる者に対して周知を行う。発生場所が屋外の場合は、ホットゾーン又はウォームゾーン内の建物を同様に確保する。 ⑶　留意事項 ①　建物内にいる者に対して、口、鼻等をタオルやハンカチ等で覆うように指示する。 ②　隊員がマスクを着装していることから声が通りにくいので、曝露者に対し説明等を行う場合は、説明文を渡すなどの方策を考慮する。 ③　建物内に放送設備等が設置してある場合は、その設備を十分に活用して集合管理場所までの誘導、説明等を行う。 **３　１次トリアージ** ⑴　目的 １次トリアージは、曝露者集合場所において、曝露者をより効率的に除染するために「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分することを目的とする。 ⑵　実施要領 １次トリアージは、曝露者集合場所で実施し、START 法は使用せず「自力歩行不可能者」、「自力歩行可能者（男性）」及び「自力歩行可能者（女性）」に区分する。さらに、化学剤又は生物剤の付着の有無により、除染方法（除染なし・乾的除染・水的除染）を区分する。 ⑶　留意事項 ①　曝露者集合場所は、原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に設定する。その旨を看板で表示するか、目印のある場所を指定し、有症者集合場所と無症状者集合場所に区分する。 ②　１次トリアージでは、原則としてトリアージタッグを使用しない。 ③　曝露者の歩行可否（男女別）や除染の要否及び方法の決定は、速やかに実施する。また、除染の要否については、医療機関等と協議を行い決定する。 ④　除染までの間、症状の悪化を防止するため、曝露者にエスケープフード、マスク（N95 等）等を着装させ、除染を実施するまで外すことのないよう指示する。 ⑤　生物災害の曝露直後は、潜伏期間があるため症状が現れていない場合があり、ほとんどが歩行可能者である可能性が高い。
第７項　活動時間の管理 ⑴　自給式空気呼吸器を使用するので、ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告する。小隊長等は、エリア内での活動時間の管理を行う。 ⑵　ホットゾーン内での活動時間は、除染に必要な時間（１～３分）を減じて管理するものとする。	第７項　活動時間の管理 ⑴　ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告するとともに、小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。 ⑵　活動時間は、除染に必要な時間（１～３分）を減じて管理するものとする。	

~~第４節　ウォームゾーンでの活動~~ ~~化学剤により曝露された人(疑いを含む。)及びホットゾーンから退出してきた隊員の除染が主な活動になる。~~ ~~第１項　ウォームゾーンの設定~~ ~~⑴　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により検知されるまでの間、図３－３又は図３－４のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~ ~~⑵　発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定は必要ない。~~ ~~第２項　曝露者集合場所の決定~~ ~~⑴　曝露者集合場所は、原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に決定する。~~ ~~⑵　無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。~~ ~~⑶　曝露者集合場所は、その旨を看板で表示するか、目印のある場所を指定する。~~ ~~⑷　除染までの間、症状の悪化防止のため曝露者にエスケープフード等を着装させることも考慮する。~~ ~~第３項　誘導活動~~ ~~曝露者を汚染場所から遠ざけることにより、曝露時間が少なくなり悪化を防止できることから、気分が悪い等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。~~	~~第４節　ウォームゾーンでの活動~~ ~~生物剤により曝露された人(疑いを含む。)及びホットゾーンから退出してきた隊員の除染が主な活動になる。~~ ~~第１項　ウォームゾーンの設定~~ ~~⑴　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間、図４－３又は図４－４のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~ ~~⑵　発生場所から風下の区域については、原則としてウォームゾーンの設定は必要ない。~~ ~~第２項　曝露者集合場所の決定~~ ~~⑴　曝露者集合場所は原則として開放空間のウォームゾーン内で、可能な限りホットゾーンから風上に決定する。~~ ~~⑵　無症状者の曝露を避けるため、有症者集合場所と無症状者集合場所を区分する。~~ ~~⑶　曝露者集合場所を看板で表示するか、目印のある場所に曝露者集合場所を指定する。~~ ~~⑷　曝露者にマスク（N95 等）を着装させ、除染を実施するまで外すことのないよう指示する。~~ ~~第３項　誘導活動~~ ~~曝露者を汚染場所から遠ざけることにより、曝露時間が少なくなり悪化を防止できることから、気分が悪い等の症状がある歩行可能な者を曝露者集合場所まで誘導する。~~	**４　除染活動** 除染は、被害原因となった危険物質を除去することにより被害を局限することを目的とする。 ウォームゾーンとコールドゾーンの境界に除染所を設置し、曝露者のほか活動隊員や使用資機材等を対象として、脱衣等による乾的除染、水的除染、除染剤による除染等を行う（詳細は第４章　除染活動を参照）。 **第５　コールドゾーンでの活動** 活動する隊は、レベルＣ・Ｄ防護措置及びスタンダードプレコーションを講じた隊で、主に被害の拡大防止を図るための広報・避難誘導、曝露者（疑いがある者を含む。）の２次トリアージ及び救急搬送を実施する。 **１　広報・避難誘導** ⑴　目的 広報・避難誘導は、コールドゾーン（消防警戒区域）の範囲内又はコールドゾーンの外側の境界付近の通行人及び住民に対し、災害状況等を周知することにより、住民の安全確保を図ることを目的とする。 ⑵　実施要領

		広報車、拡声器等を使用し、避難場所への誘導及びコールドゾーン（消防警戒区域）からの退去を指示する。 ⑶　留意事項 ①　要援護者施設（病院、老人ホーム、保育園等）を重点的に実施する。 ②　曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。 ③　１次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。 ④　コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、２次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。 ⑤　コールドゾーンの外側にいた者で、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、消防又は警察に連絡し、指定された病院に行くよう広報する。 ⑥　生物災害時において屋内で発生した場合、関係者（管理人等）に対して、エアコン等の空調設備の停止を指示するとともに、建物内の混乱をさけるよう放送設備等を活用して指示してもらう。 ⑦　広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。現場での広報内容は、次のようなものが想定される。 ア　現場到着時における広報内容例（異状が確認できない場合） 「こちらは○○消防本部です。○時○○分に多数の人が気分の悪さを訴えているとの通報が○○町○○丁目○○番地からありました。それらの情報についてご存知の方は、消防隊が○○付近に待機していますので、お知らせください。また、気分が悪い人がいましたら、○○付近に集合してください。 イ　現場到着時における広報内容例（気分の悪い人等が確認できた場合） 「こちらは○○消防本部です。現在、○○付近において有毒なガスが流出した可能性がありますので、至急、口等をタオルなどで覆いながら○○方面（側）に避難してください。また、気分が悪い人は、病院まで搬送いたしますので、○○付近に集合してください。避難が必要な方は○○町○○丁目○○番地内で外に出ている方です。屋内にいる方は、空調を切り、窓を閉めて屋内に留まってください。」 ウ　消防警戒区域設定の広報内容例 「こちらは○○消防本部です。現在○○付近において有毒なガスが流出した可能性があります。被害が拡大する恐れがありますので、現在消防隊により危険区域を設定しております。○○付近にいる方、またこれから○○付近に向かわれる方は、被災するおそれがあります。至急、危険区域外の安全な場所に避難してください。現在、○から○に向かって風が吹いています。○○方面（側）への避難をお願いします。なお、安全が確認されるまで、危険区域内への立ち入りを禁止します。」 エ　活動中の広報内容例 ⑺　「現在発生中の災害についてお知らせします。本日○時ごろ○○付近において有毒なガスが流出し、多数の方が被災されています。現在消防隊により救出活動が行われていますが、被害が拡大するおそれがあります。○○付近にいる方は、安全な場所に避難してください。気分が悪くなられた方は、近くの消防隊員までお知らせください。また、近隣の消防署から、多数の消防車、救急

~~第４項　１次トリアージ~~ ~~⑴　１次トリアージは暴露者集合場所で実施する。~~ ~~⑵　START 法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。~~ ~~⑶　化学剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。~~ ~~⑷　曝露者の歩行可能・不能や除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。~~ ~~⑸　原則として、トリアージタッグは使用しない。~~ ~~第５項　ボンベ交換方法~~ ~~⑴　自給式空気呼吸器のボンベの交換は隊員及び資機材の除染後、コールドゾーンにて実施する。~~ ~~⑵　除染に時間を要する使用資機材又は除染が困難な使用資機材は、曝露者集合場所付近の活動の支障がなく破損の恐れがない場所に一次保管し、活動終了後除染を実施する。~~ ~~第６項　活動時間の管理~~ ~~⑴　活動する隊員は、自給式空気呼吸器又は酸素呼吸器を使用するため、活動時間を小隊長等に報告する。小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。~~ ~~⑵　活動時間は、除染に必要な時間（１～３分）を減じて管理するものとする。~~	~~第４項　医療従事者と消防機関の協議~~ ~~生物剤に曝露された人の除染については、医療機関等と消防機関にて協議を行い除染の要否を決定する。~~ ~~第５項　１次トリアージ~~ ~~⑴　曝露直後（潜伏期間があるため症状が現れない）~~ ~~①　１次トリアージは曝露者集合場所で実施する。~~ ~~②　START 法は使用せず、生物剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。~~ ~~③　曝露者の除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。~~ ~~④　原則として、トリアージタッグは使用しない。~~ ~~⑵　曝露から時間が経過し症状が現れている~~ ~~①　１次トリアージは暴露者集合場所で実施する。~~ ~~②　START 法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分する。~~ ~~③　化学剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・服交換・水的除染）を区分する。~~ ~~④　曝露者の歩行可能・不能や除染の要否及び方法の決定は、可能な限り速やかに実施する。~~ ~~⑤　原則として、トリアージタッグは使用しない。~~ ~~第６項　活動時間の管理~~ ~~⑴　ホットゾーン内で活動する隊員は、活動時間を小隊長等に報告するとともに、小隊長等は、エリア内での活動時間管理を行う。~~ ~~⑵　活動時間は、除染に必要な時間（１～３分）を減じて管理するものとする。~~	車が応援に向かってきております。交通の妨げとならないようご協力お願いいたします。引き続き詳しい情報が入り次第、お伝えします。」 (ｲ)　「危険区域内（例：○○付近）にいる方に連絡します。消防隊により、安全な方法で皆さんを除染所まで誘導しますので、消防隊員の指示に従ってください。テント内での脱衣や、シャワーを行っていただきます。これは危険を取り除き、皆さんの安全を確保するために行っています。落ち着いて消防隊員の指示に従ってください。」 ※　その他、避難方向の指示を土地勘のない人や、子供やお年寄り等の人たちのために○○方向（側）だけでなく、「赤色回転灯が回転している消防車の方向へ」、「クラクションを５秒間鳴動させますのでクラクションの方向へ」など子供や目の不自由な者等にも避難しやすいような工夫をする。

~~第５節　コールドゾーンでの活動~~ ~~初動時に広報及び避難誘導を実施し、化学剤の拡散防止、曝露者の拡大防止を図る。~~ ~~第１項　コールドゾーン（消防警戒区域）の設定~~ ~~⑴　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因物質が検知されるまでの間の図３－３又は図３－４のとおりとする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~ ~~⑵　ウォームゾーンの境界線（除染場所）から消防警戒区域（テープ、ロープ等により明示）までのコールドゾーンの設定は警察機関と連携して設定する。~~ ~~⑶　症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。~~ ~~⑷　コールドゾーン（消防警戒区域）を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。~~ ~~第２項　現場指揮本部の開設~~ ~~⑴　現場指揮本部は可能な限り風上、現場を見渡せる場所に位置し、十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。~~ ~~⑵　他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。~~ ~~⑶　現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整する。~~ ~~第３項　広報・避難誘導~~ ~~⑴　曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。~~ ~~⑵　広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。~~ ~~⑶　コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、２次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。~~ ~~⑷　コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。~~ ~~⑸　１次トリアージを受けずに、ホットゾーンからコールドゾーンに避難してきた者は、除染所に誘導する。~~	~~第５節　コールドゾーンでの活動~~ ~~初動時に広報及び避難誘導を実施し、生物剤の拡散防止、曝露者の拡大防止を図る。~~ ~~第１項　コールドゾーン（消防警戒区域）の設定~~ ~~⑴　原則として、検知資機材がない場合又は検知資機材により原因病原体が検知されるまでの間、図４－３又は図４－４を目安とする。ゾーン設定には、吹流し又は発煙筒等を活用し、風上（風の流れ）を確実に確認する。~~ ~~⑵　ウォームゾーンの境界線（除染場所）から消防警戒区域（テープ、ロープ等により明示）までのコールドゾーンの設定は警察機関と連携して設定する。~~ ~~⑶　症状のない通行人及び住民等の誘導、進入規制は原則として警察機関に実施を依頼する。~~ ~~⑷　コールドゾーン（消防警戒区域）を設定した区域を明確に広報し、区域内からの退避及び区域内への出入りの禁止又は制限を行う。~~ ~~第２項　現場指揮本部の開設~~ ~~⑴　現場指揮本部は可能な限り風上、現場を見渡せる場所に位置し、十分な人員、物資を投入できる場所に設ける。~~ ~~⑵　他の関係機関の指揮所の位置を確認し、連絡が取りやすい場所を選択する。~~ ~~⑶　現場指揮本部と近接する場所に他機関との調整を行う現地調整所を設置するよう調整する。~~	

~~第４項　２次トリアージポスト及び救護所の設置~~ ~~コールドゾーン内に２次トリアージポスト及び救護所を設置する。~~ 第５項　２次トリアージ ⑴　曝露者の除染後、コールドゾーン（消防警戒区域）の２次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタッグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 ⑵　コールドゾーン（消防警戒区域）において、救護所を設置し、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、救護所内において、トリアージタッグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定し、応急処置を実施する。 ⑶　２次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染終了後であっても、化学剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク等の防護措置をとる。 ⑷　詳細な２次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 ⑸　化学剤により曝露された傷病者の医療機関の選定は、医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）に搬送する。 ※　平常時より化学剤に対する対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 ⑹　医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して搬送病院の選定を行う。 ⑺　傷病者の症状をできるだけ詳しく取りまとめて、~~消防~~現場指揮本部から消防指令室に報告し、情報の共有を図る。 ⑻　化学物質曝露によるCPA傷病者をSTART方式でトリアージを実施した場合は、気道を確保して自発呼吸がなければ救命不能となる。START方式は外傷症例を想定したトリアージ方法であり、化学災害の傷病者にそのままの適応は課題が多いため、トリアージタッグの使用については、安易に黒タッグを付けないよう十分留意する。	~~第３項　２次トリアージポスト及び救護所の設置~~ ~~コールドゾーン内に２次トリアージポスト及び救護所を設置する。~~ 第４項　２次トリアージ ⑴　曝露直後 病原体の潜伏期間があるため発症していない場合があり、２次トリアージにおいても患者の病態の格差が生じないことがある。 この場合は、原因生物剤からの距離が短かった者、原因生物剤の接触時間が長かった者、高齢者・乳幼児・病人など抵抗力が低い者などを優先して搬送順位を決定するものとする。 ⑵　曝露から時間が経過し症状が現れている ①　曝露者の除染後、コールドゾーン（消防警戒区域）の２次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタッグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 ②　コールドゾーン（消防警戒区域）において、救護所を設置し、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、救護所内において、トリアージタッグの色別に病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定する。 ③　２次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染終了後であっても、生物剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）等の防護措置をとる。 ④　詳細な２次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 ⑤　生物剤により曝露された傷病者の医療機関の選定は、医療機関及び衛生主管部局の助言、指示に基づいて、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）に搬送する。 ※　平常時より生物剤に対する対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 ⑥　医療機関の選定は、現場指揮本部、消防指令室及び現場の医師等が連携して　搬送病院の選定を行う。 ⑦　傷病者の症状をできるだけ詳しく取りまとめて、~~消防~~現場指揮本部から消防指令室に報告し、情報の共有を図る。	２　２次トリアージ ⑴　目的 ２次トリアージは、傷病者を観察し、トリアージタッグを活用することにより、病院へ搬送する傷病者の優先順位を決定することを目的とする。 ⑵　実施要領 ２次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携し、トリアージタッグをつけ、傷病者の症状程度を区分する。 その後、救護所内において応急処置を実施する。 ⑶　留意事項 ①　２次トリアージを実施する救急隊員の防護措置としては、観察する曝露者が除染完了後であっても、化学剤又は生物剤が残存していることを考慮して、感染防護衣、感染防止用薄手袋、感染防止マスク（N95規格と同等以上の性能）等の防護措置を講じる。 ②　化学剤又は生物剤に曝露した傷病者は、現場指揮本部、消防指令室、現場の医師、医療機関又は衛生主管部局の助言、指示に基づき、対応可能な医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。 ※　平常時より化学剤及び生物剤への対応可否状況を医療機関から提供してもらう必要がある。 ③　別紙に参考として示す「化学災害又は生物災害時における曝露者情報用紙」を活用するなどして、現場指揮本部において傷病者の状況をできる限り詳細に取りまとめて、消防指令室に報告する。 ④　詳細な２次トリアージ要領に関しては、各消防本部で対応している集団救急災害活動要領等に準じて活動する。 ⑤　化学剤曝露によるCPA傷病者をSTART方式でトリアージを実施した場合は、気道を確保して自発呼吸がなければ救命不能となる。START方式は外傷症例を想定したトリアージ方法であり、化学災害の傷病者にそのままの適応は課題が多いため、トリアージタッグの使用については、安易に黒タッグを付けないよう十分留意する。 ⑥　生物災害（曝露直後。潜伏期間があるため症状が現れない。）の場合は、病原体の潜伏期間があるため発症していない場合があり、２次トリアージにおいても患者の病態の格差が生じないことがある。この場合は、原因物質からの距離が短かった者、原因物質の接触時間が長かった者、高齢者・乳幼児・病人など抵抗力が低い者などを優先して搬送順位を決定するものとする。

	~~第５項　広報・避難誘導~~ ~~(1)　曝露した疑いのある者の移動時には、二次曝露をさけるため口、鼻等をハンカチやタオル等で覆うように指示する。~~ ~~(2)　広報活動は、明確に分かり易く説明を行うため、あらかじめ広報文（例）を作成しておく。~~ ~~(3)　関係者（管理人等）に対して、エアコン等の空調設備の停止を指示するとともに、建物内の混乱をさけるよう放送設備等を活用して指示してもらう。~~ ~~(4)　コールドゾーン内で症状が出ていない者（ホットゾーンから避難してきた者を除く。）は、２次トリアージポストへ向かうよう誘導を行い、観察を受けた後に消防警戒区域の外に出るように指示する。~~ ~~(5)　コールドゾーンの外側にいた者は、帰宅途中等に気分が悪くなったりした場合は、指定された病院に行き、消防又は警察に連絡するよう広報する。~~ ~~(6)　ホットゾーンから一次トリアージを受けずにコールドゾーンに避難してきた者のうち必要な者は、除染所に誘導する。~~	
第６項　救急隊の活動 ⑴　救急搬送 ①　二次汚染を防止するため、救急車内の換気を行う。 ②　傷病者の観察を行う隊員は、傷病者からの二次汚染を考慮し、必要に応じて防毒マスクを着用すること。 ③　多数の傷病者が発生した場合については、重症及び歩行不能傷病者は救急車で搬送し、歩行が可能な比較的症状の軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬送バス等で搬送する。また、警察機関に協力を依頼し警察車両が誘導等をするなど、効率的な搬送~~方法~~実施する。	第６項　救急隊の活動 生物災害は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）により、患者（疑いを含む。）の搬送は、衛生主管部局が対応することになっているが、事前の保健所等との搬送協力協定や発災後の協力要請により、消防機関が対応する場合がある。 ⑴　救急搬送（消防機関が対応する場合） ①　生物剤の拡散防止のためには医療機関までアイソレーターにて搬送するのが望ましい。 ②　アイソレーターが用意できない場合には、医師又は保健所職員による疫学調査診断後、除染を実施し、救急隊員は曝露者からの感染防止を主眼としゴム手袋、ゴーグル、感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能）、感染防護衣（簡易防護服）を着用して搬送にあたる。 ③　医師等の協議により、粉等による生物剤に曝露された人の除染を実施しない場合には、生物剤が拡散しないように曝露者の全身をビニール等で覆い、口鼻部分には感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能）を着装し曝露者の身体、衣類又は汚物が直接触れないようにする。また、床等にビニールシート等を敷くなどの処置を行う。	**３　救急活動** ⑴　目的 救急活動は、傷病者の観察及び応急処置を実施し、速やかに医療機関に搬送することにより、傷病者を救命することを目的とする。 ⑵　実施要領 車両等及び傷病者の汚染拡大防護措置（参考資料１を参照。）を講じるとともに、傷病者の観察及び応急処置を実施し、医療機関へ迅速に搬送する。 ①　傷病者の汚染拡大防護措置 ア　実施要領 (ｱ)　担架又はストレッチャーにあらかじめ毛布又はシーツを敷き、その上に傷病者を寝かせ、担架に固定する。 (ｲ)　化学剤又は生物剤を吸い込まないようにマスク等を着装させる。傷病者に酸素投与が必要な場合は、酸素投与を優先させる。 (ｳ)　汚染が認められた部位は、ガーゼ等で覆い、更に体全体をシーツ等で包む。傷病者の過度の発汗や不快感を避けるため、原則としてポリエチレンシート等で覆わないこと（傷病者の生命を主眼とし、過剰な防護は行わないこと。）。 (ｴ)　脈拍又は血圧測定、静脈路確保等に備える場合は、片方の腕をシーツ等から出しておく。 (ｵ)　搬送中も通常の傷病者と同様な処置を行う（バイタル確認など）。 (ｶ)　傷病者の精神状態もケアする（積極的な声かけ）。 (ｷ)　嘔吐物や喀痰等の体内からの排泄物を回収するためのビニール袋等を準備する（内部汚染等検査のために必ず回収すること）。 (ｸ)　汚染物（ガーゼ、包帯、使用した器具など）を入れるためのビニール袋等を準備する（※(ｷ)のものとは区別する。）。

⑵　搬送後の処置 ①　救急車内の除染を実施すること。 ②　搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。	④　救急搬送時には救急車内の換気扇、エアコン等を停止し、車外に空気が漏れないような処置をとる。 ⑤　保健所等からの指示により指定された医療機関等に搬送する。 ⑵　搬送後の処置 ①　保健所等の指示により、救急車内の除染を行うこと。 ②　搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。	イ　留意事項 (ｱ)　病院への搬送距離が長距離化する場合等は、傷病者の症状も考慮し、ヘリコプターによる搬送も考慮する。 (ｲ)　病院へ搬送後、傷病者の引き渡しは、傷病者の容態、汚染状況等を医師に確実に報告する。 **図３－７　搬送の際の傷病者の保護（例）** （略） ②　車両等の汚染拡大防護措置 ア　実施要領 (ｱ)　搬送車両の運転要員には、汚染されていない者を必ず充て、車内から不要なものを下ろす。 (ｲ)　車内の床、壁等をポリエチレンシート等で覆う。必要であれば片面防水シートも併せて使用する。 (ｳ)　汚染防止措置は床面を優先し、順次下から上へ広げていく。 (ｴ)　担架又はストレッチャーは、ポリエチレンシート等を敷き、必要であれば片面防水シートも併せて使用する。その際滑りやすい場合は紙等を敷く。 (ｵ)　搬送後は、原則として養生シートを上から順に取り除き、隊員及び救急車等の汚染検査を行う。 イ　留意事項 (ｱ)　ストレッチャーの昇降機能及び傷病者固定機能を損なわないようにする。 (ｲ)　搬送車内には、不必要な人員は乗車させない。 (ｳ)　搬送後、汚染が残存する場合は、拭き取り等の除染を行い、再度、汚染の有無を確認する。 (ｴ)　第三者による車両及び隊員の安全宣言を行う体制を考慮しておく。 **図３－８　救急車の養生と収納手順（例）** （略） **図３-９　ヘリコプターの養生（例）** （略） ⑶　留意事項 ①　化学災害の場合 ア　二次汚染を防止するため、救急車内の換気を行う。 イ　傷病者の観察を行う隊員は、傷病者からの二次汚染を考慮し、必要に応じて防毒マスクを着用すること。 ウ　多数の傷病者が発生した場合については、重症及び歩行不能傷病者は救急車で搬送し、歩行が可能な比較的症状の軽い傷病者は大量に搬送できる人員搬送バス等で搬送する。 　また、警察機関に協力を依頼し警察車両が誘導等をするなど、効率的な搬送を実施する。 ②　生物災害の場合 ア　生物剤の拡散防止のためには医療機関までアイソレーターにて搬送するのが望ましい。 イ　アイソレーターが用意できない場合には、医師又は保健所職員による疫学調査診断後、除染を実施し、救急隊員は曝露者からの感染

		防止を主眼としゴム手袋、ゴーグル、感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能)、感染防護衣（簡易防護服）を着用して搬送にあたる。 ウ　医師等の協議により、粉等による生物剤に曝露された人の除染を実施しない場合には、生物剤が拡散しないように曝露者の全身をビニール等で覆い、口鼻部分には感染防止マスク（N95 規格と同等以上の性能）を着装し曝露者の身体、衣類又は汚物が直接触れないようにする。また、床等にビニールシート等を敷くなどの処置を行う。 エ　救急搬送時には救急車内の換気扇、エアコン等を停止し、車外に空気が漏れないような処置をとる。 オ　保健所等からの指示により指定された医療機関等に搬送する。 ③　搬送後の処置 ア　救急車内の除染を実施すること。ただし、生物災害の場合、保健所等の指示による。 イ　搬送した救急隊員は、医療機関で診察を受けること。 第６　最先着隊がレベルＤ活動隊であった場合の活動 化学災害又は生物災害が発生（疑われる場合を含む。）し、化学災害又は生物災害に対応する体制による出動を下命された場合に、レベルＤ活動隊が最先着することもある。そこで、レベルＤ活動隊が現場に最先着した場合の活動は次のとおりとする。 **１　レベルＡ・Ｂ・Ｃ活動隊が到着するまでの活動** ⑴　実施要領 ①　車両部署位置は、水利を確保できる場所であり、指令場所又は原因物質が存在する可能性がある場所（建物等）の風上側から目安として 120m 以上離れた場所とし、車内から周囲の状況を消防指令室に報告する。 ②　除染活動等に水を使用するため、ホースを延長する。 ③　通報者や関係者と接触し、要救助者の状況、危険物質に関する情報等消防活動上必要な情報を収集する。 ④　部隊規模や以後の活動（区域設定、除染所、救護所の設置、救急車の運用等）を考慮し、消防警戒区域を設定する。 ⑤　周囲の状況（倒れている者、異臭等）を確認し、化学剤又は生物剤による危険がない場所（原則として、異状が認められる地点から少なくとも風上側に 120m 以上離れた場所）に、進入統制ラインを設定する。 ⑥　自給式呼吸器を着装できない隊員は、車内より拡声器を使用して、広報・避難誘導を実施する。 ⑦　気分が悪くなっている者等が確認できた場合には、安易に接触せず、進入統制ラインより危険側に曝露者の集合に適当な場所を指定し、拡声器等によりその場所に移動させる。 ⑵　留意事項 ①　異常が認められた場合（人が倒れている、動植物の異常な死体・枯死を視認等）には、災害現場での判断により早期に風上側に移動する。 ②　車内で異常がないことを確認した後に降車し、火災時に使用する防火衣、革手袋、自給式呼吸器を着装する（面体は着装しなくてもよいが、症状（目、喉の異常等）が出た場合には面体を着装する。)。 ③　歩行可能者の避難誘導は、風上側に避難するよう広報する。 ④　適宜、後続部隊に対し、消防指令室を通じて状況を伝達する。 **２　レベルＡ・Ｂ・Ｃ活動隊が到着してからの活動** 入手した情報及び曝露者集合場所等を各隊に報告した後、コールドゾーンにおいて情報収集、広報・避難誘導、２次トリアージ及び救急活動に従事す

		る。 **参考　関係機関 URL** 化学災害又は生物災害時に必要な情報を下記の機関のウェブサイトを参考にすると有効である。 １　公益財団法人日本中毒情報センター：http://www.j-poison-ic.or.jp ２　国立感染症研究所：http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html ３　国立医薬品食品衛生研究所：http://www.nihs.go.jp/index-j.html ４　厚生労働省“国内の緊急テロ対策関係”：http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr.html ５　厚生労働省検疫所：http://www.forth.go.jp/ ６　日本感染症学会：http://www.kansensho.or.jp/ ７　WHO（World Health Organization：世界保健機関）：http://www.who.int/en/ ８　CDC（Centers for Disease Control and Prevention：アメリカ疫病管理予防センター） ：http://www.cdc.gov/ 別紙（第２節　第５　２関係） **化学災害又は生物災害時における曝露者情報用紙** （略）